

告 示

埼玉県告示第百三十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

久喜市菖蒲町下栢間地先く白岡市下大崎地先

四 作業期間

平成三十年二月一日から平成三十年三月三十一日まで